

## 自動車損害賠償責任保険代理店委託契約書

保険株式（相互）会社（以下「会社」という。）が、（以下「代理店」という。）に自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）の代理店業務を委託するにつき、会社と代理店は、以下の各条項のとおり契約する。

会社と代理店は、この契約書の定めるところに従うほか、自動車損害賠償保障法（以下「保障法」という。）、保険業法、その他関係法令等を遵守しなければならない。

### 事務所の名称および所在地の表示

事務所の名称	事務所の所在地

#### （委託業務）

第1条 代理店は、責任保険につき、会社を代理して次の業務（以下「委託業務」という。）を行う。

- （1）責任保険契約の締結
- （2）保険料の領収
- （3）責任保険証明書の交付ならびに保険料領収証の交付
- （4）その他責任保険契約の募集に必要な事項で会社が特に指示した業務

2 代理店は、委託業務を自立して行うとともに、自動車保険料率算定会または会社が定める諸規定、責任保険普通保険約款、料率、条件等を遵守する。

3 代理店は、第1項の委託業務に関して会社から特に指示がある場合には、それに従わなければならない。

#### （代理店の登録）

第2条 代理店は、前条に定める委託業務を行うため、冒頭に表示する場所に事務所を設け、保険業法に基づく登録を受ける。

2 代理店が、前項の事務所所在地以外に事務所を設ける場合には、あらかじめ会社の承認を得る。

3 代理店は、次に掲げる代理店登録事項について変更が生じた場合は、遅滞なく会社に通知する。

- （1）商号、名称または氏名および住所
- （2）事務所の名称および所在地
- （3）他に行っている業務の種類
- （4）その他代理店登録事項

#### （保険契約の締結）

第3条 代理店は、責任保険の契約の申し込みを受けたときは、会社の代理人として保険契約を締結しなければならない。ただし、下記各号の場合には、保険契約を締結してはならない。

- （1）保険料の全額の支払いがないとき。
- （2）保障法第20条各号の事項について不実のことを告げたことが明らかであるとき。

2 代理店は、責任保険契約を締結したときは、責任保険証明書の用紙に所定事項を記入し、領収した保険料より第6条に定められた代理店手数料を差し引いた正味保険料をただちに会社または会社の指定する金融機関に払い込み、その領収印を受けた責任保険証明書ならびに保険料領収証を保険契約者に交付しなければならない。

3 代理店は、責任保険契約を締結したときは、会社の定めるところに従いその都度ただちに申込書を会社に送付する。

(保険標章の交付)

第4条 代理店は、検査対象外軽自動車、原動機付自転車または締約国登録自動車の責任保険の契約締結の際、保障法第9条の2に基づき保険期間の末日の属する年月を表示した保険標章を契約者に交付しなければならない。

2 代理店は、会社の指定する保険標章交付台帳等交付業務に関する帳簿に受付日毎に記入しておくものとする。

3 代理店は、会社に毎月の交付状況を遅滞なく報告する。

(保険料の流用の禁止)

第5条 代理店は、責任保険契約を締結したときは、第3条第2項の正味保険料をただちに会社または会社の指定する金融機関に払い込まなければならない。他に流用してはならない。

(代理店手数料)

第6条 会社は、代理店が取り扱った責任保険契約につき領収した保険料に対し別に定める代理店手数料を支払う。

2 会社は、前項の代理店手数料を除き、委託業務に関する諸経費等名目の如何にかかわらず支払わない。

(割もどし等の禁止)

第7条 代理店は、直接であると間接であるとを問わず、保険契約者、被保険者およびこれらの関係者に対して、その手数料の全額もしくは一部に相当する金品を供与する等、保険料の割もどしに類する行為（供応その他名目・方法の如何を問わない。）をしてはならない。

(事故報告)

第8条 代理店は、その取り扱った責任保険契約について、保険事故の発生を知ったときは、遅滞なくその状況を保険会社に報告する。

(代理店業務に関する諸記録)

第9条 代理店は、委託業務を遂行するに必要な諸記録を会社の指示により、整理・保管する。

2 代理店は、会社または会社が認める者から、前項に定める諸記録の閲覧または説明を求められた場合は、これに応じる。また、委託業務に関する報告書または諸記録の提出を求められたときもまた同様とする。

(業務用物品)

第10条 会社が代理店に交付した委託業務に関する帳簿、書類、用紙、印章、看板、器具等は、すべて会社の所有とする。代理店は、会社の請求があれば、これらの業務用物品を遅滞なく返還する。

(他の保険会社との責任保険代理店委託契約)

第11条 代理店は、他の保険会社と責任保険代理店委託契約を締結する場合は、あらかじめ会社の承認を得る。

2 代理店は、既に委託を受けている他の保険会社との間において、責任保険代理店委託契約を解除し、もしくは解除された場合は、遅滞なく会社に通知する。

(保険募集従事者等)

第12条 代理店は、その役員（代表権のある役員を含む。）または使用人に保険募集を行わせる場合には、あらかじめ会社の承認を得るとともに、保険募集に従事する者に対して会社が定める所定の教育を修了させる。

2 代理店は、保険募集を行う役員または使用人について変更があった場合は、遅滞なく会社に通知する。

3 代理店が、別に定めるところにより単に保険募集を行う出先を設置し、当該出先において保険募集を行わせる場合は、あらかじめ会社の承認を得るものとする。なお、出先において保険募集を行う者に変更があった場合または出先の名称、住所等に変更があった場合は、遅

滞なく会社に通知する。

(募集文書等)

第13条 代理店は、募集文書等を作成する場合、その内容・方法等について、会社の指示に従う。

2 前項に定める募集文書等とは、新聞広告、印刷物、看板その他募集のためまたは募集を容易ならしめるため使用する一切の募集文書等をいい、電気通信、放送、映画、演説その他の方法による場合もこれに含むものとする。

(他の代理店および保険仲立人への募集の委託、手数料支払の禁止)

第14条 代理店は、他の代理店および保険仲立人に対して保険募集の委託を行い、または保険募集に関して手数料、報酬その他の対価を支払ってはならない。また、代理店は、他の代理店および保険仲立人から保険募集の委託を受け、または保険募集に関して手数料、報酬その他の対価を受け取ってはならない。

(代理店と保険仲立人との共同募集の禁止)

第15条 代理店は、保険仲立人と共同して保険募集を行ってはならない。

(保険仲立人との兼営の禁止)

第16条 代理店は、保険仲立人を兼営してはならない。

(守秘義務)

第17条 会社および代理店は、顧客情報その他業務上知ることができた事項をみだりに他にもらしてはならない。

(債権譲渡の禁止)

第18条 代理店は、委託業務遂行の結果、会社に対して生じた報酬請求権、その他の請求権等、本契約に関し会社に対して生じた債権は一切他に譲渡、質入れ等の処分を行ってはならない。

(損害の賠償)

第19条 会社または代理店が本契約の規定に違反したことによって、その相手方に損害（保障法第91条の規定により会社が過料を支払った場合を含む。）を与え、法律上の損害賠償義務が発生した場合、それにより生じた損害を賠償する。

2 前項の賠償義務者は、本契約が終了または解除された後であっても、前項の賠償の義務を免れない。

(本契約の期限・解除)

第20条 本契約は、無期限とする。ただし、次に掲げる事由が発生した場合は、自動的に終了する。

(1) 代理店登録が取り消された場合

(2) 代理店業務を廃止した場合

2 代理店と会社は、双方の合意により、本契約を解除することができる。

3 代理店または会社は、60日前に文書により予告して、本契約を解除することができる。

4 会社は、次の各号に掲げる事由の場合には、文書により通知し、何時でも本契約を解除することができる。

(1) 代理店が、本契約締結時前3年以内に、保険料または保険金の流用・費消等、損害保険業務に関して著しく不適当な行為を行ったこと、その他、本契約の締結時点で保険法第279条に定める代理店登録拒否事由に該当していたことが判明した場合

(2) 代理店が、継続して委託業務を自ら行わない場合

(3) 代理店が、保険契約者または被保険者の利益を害した場合

(4) 代理店が、会社の信用を傷つけた場合または会社の業務を妨害した場合

(5) その他代理店が、本契約書の規定に違反した場合

5 前各項において、本契約が終了または解除された場合、代理店は、ただちに会社に対して

事務の引き継ぎを行い、第10条に定める会社の所有物を返還するとともに、未精算勘定がある場合は、遅滞なく会社に精算する。

(代理店廃止等情報制度)

第21条 会社は、代理店が保険料もしくは保険金の流用・費消その他損害保険業務に関して著しく不適当な行為を行い、代理店登録が取り消しされまたは業務廃止（役員・使用人廃止を含む。）された場合において、当該代理店および当該行為者に関する情報を代理店廃止等情報制度に登載する。

(保証人)

第22条 保証人は、代理店と連帯して、本契約による債務を保証する。

2 代理店は、保証人について変更する場合、あらかじめ会社の承認を得る。

(管轄裁判所)

第23条 本契約から生じる権利業務に関する訴訟については、会社の本店所在地を管轄する裁判所をもって、管轄裁判所とする。

附 則

本契約の締結時において、会社との間に既に締結している責任保険代理店委託契約書がある場合には、本契約が締結された時にその効力を失う。ただし、既に取り扱った責任保険契約につき生じた会社または代理店の権利義務については、なお従前の契約書の定めによる。

上記契約締結の証として、本書1通を作成し、各自記名押印のうえ、会社がこれを所持する。

年 月 日

会 社 (住所)

(商号または名称)

(代 表 者)

代理店 (住 所)

(氏名－法人の場合は商号または名称および代表者－)

保証人 (住 所)

(氏 名)

保証人 (住 所)

(氏 名)

収 入  
印 紙